

介護保険料の 納入通知書を送付します

8月上旬に平成19年度介護保険料納入通知書(本算定)を送付します。

これは、平成19年度の町・県民税の決定に伴い、今年度の介護保険料額が決定したもので、4月から6月までに納付いただく暫定分を差し引いた額を7回に分けて納付いただくようになっています。期限内納付にご協力をお願いします。

なお、納め忘れのないよう便利な口座振替のご利用をお勧めします。

なお、すでに口座振替をご利用の方には、介護保険料明細書のみ送付します。新たにお支払いいただくものはありませんので、指定口座の残高や変更等がないかご確認をお願いします。

また、特別徴収(年金からの天引き)の方へは、9月上旬に特別徴収開始通知書を送付します。こちらで決定した今年度分の介護保険料額から、第3期(8月の年金から天引き)まで納付いただいた仮徴収分を差し引いた額を、10、12、2月の年金支給月に徴収させていただきます。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の 納税通知書を送付します

8月上旬に国民健康保険税の納税通知書(本算定)を世帯主あてに送付します。

国民健康保険税は、世帯主が社会保険などに加入している場合であっても、世帯のなかに国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

○ 国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は、加入者の所得や資産、人数などに応じて世帯ごとに決まります。

また、国民健康保険加入者で40歳以上64歳以下の人は、介護分を合わせた額が国民健康保険税となります。①+②+③+④=国民健康保険税の年税額となります。

税率などの説明(一世帯ごとに計算します)		医療分	介護分
①所得割	加入者それぞれ前年の所得額から基礎控除(33万円)を引いた額の合計に税率をかけて計算	8.45%	1.1%
②資産割	加入者全員の固定資産税額(土地・家屋分)を基に計算	38%	—
③均等割	加入者一人当たりにかかる金額	19,200円	8,300円
④平等割	加入世帯一世帯当たりにかかる金額	19,800円	—
賦課限度額(年税額の最高額)		530,000円	70,000円

70歳以上の国民健康保険被保険者の皆様へ

○ 新しい高齢受給者証を送付します

高齢受給者証が交付される8月から新しい所得区分が適用されます。

○ 国による医療制度改革のため、自己負担割合が2割になります

平成20年4月から自己負担割合が1割から2割に引き上げられます。現役並み所得(同じ世帯の70歳以上の被保険者の課税所得金額の合計額が145万円以上)のある一定以上所得者については、3割のまま据え置かれます。